名古屋市公報

平成29年 7月12日　　第1215号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　　ページ

条例

○ 市長等の給与の特例に関する条例　（総務・給与課）（第37号）　4

告示

○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定　（健福・介護保険課）（第455号）　7
○ 指定居宅介護支援事業者の指定　（健福・介護保険課）（第456号）　10
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定　（健福・介護保険課）（第457号）　12
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止　（健福・介護保険課）（第458号）　13
○ 指定居宅介護支援事業者の廃止　（健福・介護保険課）（第459号）　15
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止　（健福・介護保険課）（第460号）　16
○ 家賃算定に関わる利便性係数について　（住都・住宅管理課）（第461号）　17
○ 名古屋市西児童館の臨時開館について（子青・青少年家庭課）（第462号）　20
○ 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任　（総務・情報化推進課）（第463号）　21
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）（第464号）　22
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定　（健福・保護課）（第465号）　23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更　（健福・保護課）（第466号）　25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止　（健福・保護課）（第467号）　30
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止　（健福・保護課）（第468号）　33
○ 市営住宅定期入居希望者の公募について（住都・住宅管理課）（第469号）　35
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定　（財政・税制課）（第470号）　38
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可　（住都・区画整理課）（第471号）　39

○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について　（緑土・緑地管理課）　（第472号）　40

教　育　委　員　会　告　示

○ 伝統的建造物群保存地区保存計画の変更　（第25号）　42

上　下　水　道　局　告　示

○ 災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務の委託　（第8号）　43

交　通　局　告　示

○ 夏特割ドニチエコきっぷの発売について　（第6号）　44

公　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　46
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　50
○ 農業委員会総会の開催公告　（農業委員会）　52
○ 平成29年度名古屋市職員第 2類・免許資格職採用試験及び職務経験者採用試験公告　（人事・任用課）　53
○ 農業委員会農地部会の開催公告　（農業委員会）　84

条　例　の　あ　ら　ま　し

○　市長等の給与の特例に関する条例（第37号）

1　制定の趣旨

この条例施行の際現に市長の職にある者（以下「市長」といいます。）の給料及び期末手当を削減し、地域手当及び退職手当を支給しないこととするとともに、市長の任期中における副市長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当を削減して支給することとします。

2　主な内容

(1) 市長、副市長及び常勤の監査委員の給料月額及び期末手当の額を削減します。（第 1条、第 2条第 1項、第 4条及び第 5条関係）

(2) 市長には、地域手当及び退職手当を支給しないこととします。（第 2条第 2項及び第 3条関係）

3　施行期日

平成29年 7月 7日から施行します。

市長等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成29年７月７日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第37号

市長等の給与の特例に関する条例

（市長の給料月額の特例）

第１条　この条例施行の際現に市長の職にある者（以下「市長」という。）の給料月額は、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第６号。以下「特別職条例」という。）第２条第１号の規定にかかわらず、500,000円とする。

（市長の手当の特例）

第２条　６月及び12月に支給する市長の期末手当の額は、特別職条例第３条第２項の規定において準用する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第５号。以下「給与条例」という。）第20条第２項及び第３項の規定にかかわらず、それぞれ1,000,000円に、給与条例第20条第１項に規定する基準日以前６箇月以内の期間における市長の在職期間の同条第２項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

２　市長には、特別職条例第３条第４項の規定にかかわらず、地域手当を支給

しない。

（市長の退職手当の特例）

第3条　市長には、特別職条例第4条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

（副市長等の給料月額の特例）

第4条　副市長及び常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）の市長の任期中における給料月額は、特別職条例第2条第2号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2号及び第4号に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職条例第3条及び第4条に規定する手当並びに職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職条例第2条第2号及び第4号に規定する額とする。

（副市長等の期末手当の額の特例）

第5条　副市長等の市長の任期中における期末手当の額は、特別職条例第3条第2項又は第3項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項の規定により支給することとなる額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年7月7日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　市長の施行日から平成30年3月31日までの間における給料月額は、第1条の規定にかかわらず、4,407円とする。

3　市長には、第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年12月の期末手当を支給しない。

4　副市長の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、同条中「第2条第2号及び第4号の規定」とあるのは「第2条第2号及び附則第8項の規定」と、「同条第2号及び第4号に規定する額」とあるのは「同条第2号

及び附則第8項の規定により支給することとなる額」と、「第2条第2号及び第4号に規定する額」とあるのは「第2条第2号及び附則第8項の規定により支給することとなる額」とする。

5　副市長等の平成29年12月の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、特別職条例の規定により支給された同年4月28日から施行日の前日までの間における給料月額及び同年6月の期末手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に相当する額を減じた額とする。

名古屋市告示第 455号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　村　　た　か　し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エクセレント	ケアサービスグッドライフ	名古屋市千種区東山通 2丁目14番地の 1	平成29年 6月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社社会福祉総合研究所	ロイヤル千種訪問介護ステーション	名古屋市千種区今池三丁目15番 6号	平成29年 6月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
エルケア株式会社	エルケア株式会社エルケア黒川ケアセンター	名古屋市北区清水四丁目15番 1号	平成29年 6月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
合同会社Ｆ＆ｉ	訪問介護ステーションウエリナ	名古屋市瑞穂区井戸田町 4丁目39番地	平成29年 6月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
天馬商事株式会社	訪問介護事業所あしたば	名古屋市熱田区六番二丁目 7番	平成29年 6月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護

		20号		
医療法人吉祥会	ヘルパーステーション吉祥	名古屋市港区船頭場一丁目 314番地	平成29年6月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ＡＱＵＡ	ＥＡＲＴＨ	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1657番地の2	平成29年6月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社社会福祉総合研究所	ロイヤル千種訪問看護ステーション	名古屋市千種区今池三丁目15番6号	平成29年6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
メディカルサポートアロエ株式会社	アロエナーシング	名古屋市南区白雲町 143番地の2	平成29年6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社美鈴工業	訪問看護ステーションみすず名古屋	名古屋市守山区守牧町19番地	平成29年6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社テンフォレスト	訪問看護ステーション・リッツ	名古屋市名東区社が丘三丁目1415番地	平成29年6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人吉祥会	デイサービスセンターさち	名古屋市港区船頭場一丁目 314番地	平成29年6月 1日	通所介護 介護予防通所介護
ＫＴＣスマイルケア株式会社	デイサービスはなのき守山新城	名古屋市守山区新城16番23号	平成29年6月 1日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社ケア２１	ケア２１名古屋北	名古屋市北区元志賀町 2丁目122番地	平成29年6月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売

				特定介護予防福祉用具販売
ライフケアしらつき株式会社	ライフケアしらつき	名古屋市西区比良四丁目92番地の 1	平成29年 6月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社あやめ	あやめケアセンター	名古屋市北区如来町47番地	平成29年 6月 1日	訪問介護
株式会社テンフォレスト	訪問介護事業所カールトン	名古屋市名東区社が丘三丁目1415番地	平成29年 6月 1日	訪問介護
株式会社Ｅｔｅｒｎａｌ Ｆｌａｍｅ	訪問看護ステーションアリス	名古屋市名東区引山三丁目 580番地	平成29年 6月 1日	訪問看護
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア平安の湯	名古屋市北区上飯田東町 3丁目 6番地の 2	平成29年 6月 1日	通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 456号

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第79条第 1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　村　　た　か　し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社月光社	ケアプラン晴れるや	名古屋市北区如意二丁目25番地の 1	平成29年 6月 1日	居宅介護支援
株式会社ＬＩＮＫ	ケアプランセンターリンク	名古屋市北区田幡二丁目14番 8号	平成29年 6月 1日	居宅介護支援
合同会社あやめ	あやめケアセンター	名古屋市北区如来町47番地	平成29年 6月 1日	居宅介護支援
医療法人吉祥会	居宅介護支援センター吉祥	名古屋市港区船頭場一丁目 314番地	平成29年 6月 1日	居宅介護支援
株式会社ＨＩＮＡＴＡＡＲＩ	まるひろ	名古屋市緑区鳴海町字三皿16番地	平成29年 6月 1日	居宅介護支援
ヴィチーノ株式会社	居宅介護支援事業所でんじやま	名古屋市緑区鳴海町字赤塚 112番地の 1	平成29年 6月 1日	居宅介護支援

合同会社ラフ	ケアプランラフ	名古屋市名東区梅森坂五丁目208番地	平成29年6月 1日	居宅介護支援
スマイルハート合同会社	ケアマネージメントオフィスハートブリッジ	名古屋市名東区山の手一丁目619番地	平成29年6月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 457号

指定地域密着型サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条第 2第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　村　　た　か　し

介護保険事業所番号		2390800247
事業所	名称	療養通所介護オアシスセンター
	所在地	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目19番地
事業者	申請者	セキスイオアシス株式会社
	所在地	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
	代表者氏名	代表取締役　鈴木英恵
	代表者住所	東京都台東区西浅草三丁目22番 3－2809号
指定年月日		平成29年 6月 1日
サービス種別		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 458号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 1項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　村　　た　か　し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
有限会社ファミリー介護やすらぎ	訪問介護やすらぎ	名古屋市中川区戸田三丁目1413番地	平成29年4月27日	訪問介護 介護予防訪問介護
佑悠合同会社	訪問看護ステーションうららか	名古屋市中村区大門町19番地	平成29年4月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
スギメディカル株式会社	スギ訪問看護ステーション野立橋	名古屋市中川区清川町 4丁目 1番地18	平成29年4月21日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ケアーサービス株式会社	短期入所生活介護事業所しもかた	名古屋市千種区下方町 3丁目13番地	平成29年4月20日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
株式会社メドイット	こもれび薬局	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成29年4月21日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

				特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
白月工業株式会社	ライフケアしらつき	名古屋市西区上名古屋四丁目10番 6号	平成29年4月25日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ビー・ラボ	訪問介護事業所エルスリー名古屋守山	名古屋市守山区中志段味字上寺林 104番地の 3	平成29年4月17日	訪問介護

3　指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア平安の湯	名古屋市北区上飯田東町 3丁目 6番 2号	平成29年4月28日	介護予防通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 459号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　村　　た　か　し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社スマイリング	ケアサポートほほえみ	名古屋市南区堤起町 1丁目 3番地の 1	平成29年 4月 3日	居宅介護支援
有限会社とんとん介護支援サービス	有限会社とんとん介護支援サービス	名古屋市熱田区沢上一丁目 7番20号	平成29年 4月19日	居宅介護支援
有限会社有松介護センター	有松介護センター	名古屋市緑区有松2302番地	平成29年 4月20日	居宅介護支援
有限会社ライフ	ライフ介護支援センター	名古屋市中村区道下町 2丁目59番地	平成29年 4月25日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 460号

指定地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条第 5第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　村　　た　か　し

介護保険事業所番号		2370303584
事業所	名称	ヒューマンライフケア平安の湯
	所在地	名古屋市北区上飯田東町 3丁目 6番 2号
事業者	申請者	ヒューマンライフケア株式会社
	所在地	東京都新宿区西新宿七丁目 5番25号
	代表者氏名	代表取締役　瀬戸口信也
	代表者住所	東京都練馬区高野台三丁目36番11－ 205号
廃止年月日		平成29年 5月31日
サービス種別		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 461号

家賃算定に関わる利便性係数について

平成29年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項及び第44条第 3項において準用する同条例第12条第 2項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項及び第30条第 3項において準用する同規則第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名　　称	棟名称	号　　数	事業主体の定める数　　値	規模係数	経過年数係　　数	近傍同種の住宅の家賃
高蔵荘		103号から 105号まで、 107号、 203号から 205号まで、 207号、 303号から 305号まで、 307号、 403号から 405号まで、 407号、503号から	0.9381	0.7984	1.0000	82,300円

		505号まで、603号から 605号まで及び 607号				
		106号、 206号、 306号、406号、 506号及び 606号	0.9381	0.6676	1.0000	68,700円
		201号、 202号、 302号、401号、 501号、 601号及び 602号	0.9381	0.9507	1.0000	97,800円
		106号、 206号、 306号、406号、 506号及び 606号	0.9381	0.6676	1.0000	68,700円
		301号、 402号及び 502号	0.9381	0.9507	1.0000	98,100円
		507号	0.9381	0.7984	1.0000	82,500円
新高畑荘	1棟	102号から 104号まで、 106号から 108号まで、 202号から 204号まで、206号から 208号まで、 210号、 302号から 304号まで、306号から 308	0.9161	0.7984	1.0000	79,600円

		号まで、 310号、 402号から404号まで、406号から 408号まで、 410号、 502号から504号まで、506号から 508号まで及び 510号				
		105号、 201号、 205号、211号、301号、 305号、311号、401号、405号、411号、501号、 505号及び511号	0.9161	0.9507	1.0000	94,700円
		109号、 209号、 309号、409号及び 509号	0.9161	0.6676	1.0000	66,500円
		110号	0.9161	0.7984	1.0000	80,100円
		111号	0.9161	0.9430	1.0000	94,600円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 462号

名古屋市西児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　臨時に開館する施設
　名古屋市西児童館

2　臨時に開館する日及び時間
　平成29年 7月 8日（土）
　午後 5時から午後 7時まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第463号

特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第１項の規定により、次のように特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任しました。

なお、本市に設置されている執行機関から地方公共団体情報システム機構への同事務の委任も含みます。

平成29年７月３日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　委任の相手方

東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構

２　特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任した日

平成29年６月20日

名古屋市総務局行政改革推進部情報化推進課

名古屋市告示第 464号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　許可年月日及び許可番号
平成29年 3月10日　28指令住開指第 234号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第 1工区）
名古屋市緑区鳴子町 3丁目33番の一部、34番の一部、35番の一部及び36番の一部

3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市中村区平池町四丁目60番地 9
大和ハウス工業株式会社名古屋支社
取締役常務執行役員支社長　大友浩嗣

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 465号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 7月 5日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　介護予防訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社親孝行 名古屋市中川区柳森町2511番地	株式会社親孝行訪問介護事業部 名古屋市中川区上脇町 2丁目 116番地	平成29年 3月 1日

2　介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社親孝行 名古屋市中川区柳森町2511番地	株式会社親孝行訪問看護事業部 名古屋市中川区若山町 4丁目29番地	平成29年 3月 1日

3　介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社親孝行 名古屋市中川区柳森町2511番地	株式会社親孝行福祉用具事業部 名古屋市中川区上脇町 2丁目116番地	平成29年 3月 1日

4　居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ライフサポート 名古屋市熱田区三番町22番 6号	水谷接骨院ケアプランセンター 名古屋市熱田区三番町22番 6号	平成23年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 466号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 7月 5日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ちくたく亭
介護事業者の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
介護事業所の名称		ヘルパーめだか組
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区鳥居通 4丁目48番地
	新	名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
変更年月日		平成29年 5月 1日

介護事業者の名称		株式会社アイビー
介護事業者の所在地		名古屋市中村区十王町14番16号
介護事業所の名称		アイビーケアセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区道下町 2丁目59番地
	新	名古屋市中村区十王町14番16号

変　更　年　月　日	平成29年 4月30日

介護事業者の名称		株式会社ライフ
介護事業者の所在地		名古屋市天白区原一丁目2402番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションケアフル
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区平針三丁目 504番地
	新	名古屋市天白区原一丁目1611番地
変　更　年　月　日		平成28年 6月 1日

2　訪問介護

介護事業者の名称		株式会社親孝行
介護事業者の所在地		名古屋市中川区柳森町2511番地
介護事業所の名称		株式会社親孝行訪問介護事業部
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区若山町 4丁目29番地
	新	名古屋市中川区上脇町 2丁目 116番地
変　更　年　月　日		平成26年 6月 1日

3　訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	ステーションスワン歯科・矯正歯科
	新	ゲートタワースワン歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号
	新	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3号
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	昭和橋歯科
	新	歯科院南荒子の森
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区昭和橋通 4丁目18番地
	新	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地
変　更　年　月　日		平成18年 8月 1日

介護事業者の名称		医療法人なるみ会
介護事業者の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地
	新	名古屋市緑区細口一丁目 210番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーションなるみ
介護事業所の所在地		名古屋市緑区細口一丁目 210番地
変更年月日		平成29年 5月 1日

介護事業所の名称	旧	医療法人渡辺医院
	新	くまのまえファミリークリニック
介護事業所の所在地		名古屋市緑区兵庫一丁目 411番地
変更年月日		平成29年 5月11日

4　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	ステーションスワン歯科・矯正歯科
	新	ゲートタワースワン歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号
	新	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3号
変更年月日		平成29年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	昭和橋歯科
	新	歯科院南荒子の森
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区昭和橋通 4丁目18番地
	新	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地
変更年月日		平成18年 8月 1日

介護事業所の名称	旧	医療法人渡辺医院
	新	くまのまえファミリークリニック
介護事業所の所在地		名古屋市緑区兵庫一丁目 411番地
変更年月日		平成29年 5月11日

5　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	ステーションスワン歯科・矯正歯科
	新	ゲートタワースワン歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号
	新	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3号
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	昭和橋歯科
	新	歯科院南荒子の森
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区昭和橋通 4丁目18番地
	新	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地
変　更　年　月　日		平成18年 8月 1日

介護事業所の名称	旧	キョーワ調剤薬局大高店
	新	キョーワ薬局大高店
介護事業所の所在地		名古屋市緑区大高町字鶴田 187番地の 2
変　更　年　月　日		平成29年 7月 1日

介護事業所の名称	旧	医療法人渡辺医院
	新	くまのまえファミリークリニック
介護事業所の所在地		名古屋市緑区兵庫一丁目 411番地
変　更　年　月　日		平成29年 5月11日

6　介護予防通所介護

介護事業者の名称		情報通信設備株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目 8番地の 4
介護事業所の名称	旧	元気広場薬師通
	新	南倶楽部薬師通
介護事業所の所在地		名古屋市南区薬師通 1丁目24番地

変　更　年　月　日	平成29年 4月 1日

7　福祉用具貸与

介護事業者の名称		株式会社親孝行
介護事業者の所在地		名古屋市中川区柳森町2511番地
介護事業所の名称		株式会社親孝行福祉用具事業部
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区若山町 4丁目29番地
	新	名古屋市中川区上脇町 2丁目 116番地
変　更　年　月　日		平成26年 6月 1日

8　居宅介護支援事業

介護事業者の名称		医療法人なるみ会
介護事業者の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地
	新	名古屋市緑区細口一丁目 210番地
介護事業所の名称		なるみ会ケアプランセンター
介護事業所の所在地		名古屋市緑区細口一丁目 210番地
変　更　年　月　日		平成29年 5月 1日

9　地域密着型通所介護

介護事業者の名称		情報通信設備株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目 8番地の 4
介護事業所の名称	旧	元気広場薬師通
	新	南倶楽部薬師通
介護事業所の所在地		名古屋市南区薬師通 1丁目24番地
変　更　年　月　日		平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 467号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 7月 5日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問看護及び介護予防訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
大野皮膚科クリニック	名古屋市西区香呑町 6丁目67番地	平成29年 3月31日
タナカ皮膚科	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成29年 2月 7日
おがたファミリークリニック	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成29年 3月31日
なるみ記念診療所	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地	平成29年 4月30日
おけはざま歯科クリニッ	名古屋市緑区桶狭間上の山 713番地	平成29年

ク		3月 1日

2　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
大野皮膚科クリニック	名古屋市西区香呑町 6丁目67番地	平成29年3月31日
タナカ皮膚科	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成29年2月 7日
おがたファミリークリニック	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成29年3月31日
なるみ記念診療所	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地	平成29年4月30日
おけはざま歯科クリニック	名古屋市緑区桶狭間上の山 713番地	平成29年3月 1日

3　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
大野皮膚科クリニック	名古屋市西区香呑町 6丁目67番地	平成29年3月31日
ハーズ名駅前調剤薬局	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	平成29年3月31日
タナカ皮膚科	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成29年2月 7日
おがたファミリークリニック	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成29年3月31日
なるみ記念診療所	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地	平成29年4月30日

おけはざま歯科クリニック	名古屋市緑区桶狭間上の山 713番地	平成29年 3月 1日

4　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
なるみ記念診療所	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地	平成29年 4月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 468号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 7月 5日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
スギメディカル株式会社 東京都千代田区鍛治町 2― 6― 1	スギ訪問看護ステーション野立橋 名古屋市中川区清川町 4丁目 1番地の18	平成29年 5月31日

2　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ＡＩＣＯＨ	健遊館大曽根デイサービスセ	平成28年

名古屋市中区丸の内一丁目 8番16号	ンター 名古屋市北区東大曽根町上 1丁目 828番地、 827番地	12月 1日

3　居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社スマイリング 名古屋市南区中割町 3丁目 135番地の 1	ケアサポートほほえみ 名古屋市南区堤起町 1丁目 3番地の 1	平成29年 5月 3日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 469号

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成29年 7月 5日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　申込みの資格

(1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。

(2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

(4) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者は 5年）を経過しないものがないこと。

(9) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2　申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア　各区役所及び各区役所支所

平成29年 7月18日（火）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ　名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成29年 7月18日（火）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

ウ　住まいの窓口

平成29年 7月18日（火）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3　申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成29年 8月 1日（火）の午後 2時00分までに受付場所へ来られた方については、申込み順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア　公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号シティ・ファミリー浄心 2階

名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ　公募 2日目以降

名古屋市中区栄三丁目 5番12号先

住まいの窓口（栄地下街）

(3) 日時

ア　公募初日

平成29年 8月 1日（火）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ　公募 2日目以降

平成29年 8月 2日（水）午前10時00分から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4　公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　24戸

改良住宅

空家住宅　 6戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第470号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第４項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年７月５日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備　　考
社会福祉法人大幸福祉会	名古屋市港区小川一丁目17番地	平成29年１月１日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 471 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで一般の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

平成29年 7 月 6 日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　組合の名称

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

2　事務所の所在地

名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656 番地

3　設立認可の年月日

平成 4 年 9 月 8 日

4　変更認可の年月日

平成29年 7 月 6 日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 472号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 7月 7日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

表中

「

水主池公園	緑区忠治山	図面緑 239の区域	平成28年 4月 1日

」

を

「

水主池公園	緑区忠治山	図面緑 239の区域	平成28年 4月 1日
東陵公園	緑区鳴海町字細根	図面緑 240の区域	平成29年 7月10日

」

に改めます。

附　則

この告示は、平成29年 7月10日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市教育委員会告示第25号

伝統的建造物群保存地区保存計画の変更

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年名古屋市条例第41号）第 3条第 4項の規定により、下記の保存計画を変更しました。

なお、関係図書は、名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 7月 3日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

1　変更した計画

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画

2　変更した箇所

別図 2及び別表 1の一部

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市上下水道局告示第８号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４第１項に定めるところにより告示する。

平成29年７月７日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

１　委託の相手方

日本郵便株式会社　名古屋中郵便局

代表者　郵便局長　三津山　通保

２　委託する事務の範囲

(1) 災害用備蓄飲料水「名水」（以下「名水」という。）の販売代金の徴収

(2) 前号により収納した名水の販売代金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み

(3) 前２号に定める事務に附帯する事務

３　委託期間

平成29年６月１日から平成30年３月31日まで

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年６月１日から適用する。

名古屋市交通局告示第６号

夏特割ドニチエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和５４年名古屋市交通局管理規程第１３号）第１９条第５項及び第４３条第３項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和２８年名古屋市交通局管理規程第３５号）第２３条第２項の規定に基づき、夏特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

平成２９年７月５日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

１　料金

２，０００円

２　有効期間

平成２９年７月１５日から平成２９年８月２７日まで

３　特割ドニチエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）４枚を１セットとして発売します。

４　発売数量

１０，０００セット（ただし、１人につき５セットまでの発売とします。）

５　発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

６　使用条件

特割ドニチエコきっぷ１枚で大人１人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）１日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車

の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7　発売期間

平成２９年７月１２日から平成２９年８月２７日まで

8　料金の還付

(1) 特割ドニチエコきっぷの料金の還付は、未使用の乗車券４枚がセットの場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成２９年８月２７日までとします。

(2) 特割ドニチエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、４枚につき１００円とします。

9　不正使用

特割ドニチエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニチエコきっぷの例によります。

１０　様式

（裏面磁気膜）

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

Ｍａｋｅｒ’ｓ　Ｐｉｅｒ

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番 1

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所
1	―	―	―	㈱Ｃｏｏ＆ＲＩＫＵ東日本	代表取締役 大久保　浩之	東京都足立区鹿浜四丁目 1番 8号
2	―	―	―	㈱ビッグフェイス	代表取締役 水野　英明	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
3	―	―	―	㈱タオル美術館	代表取締役 吉野　哲	東京都港区白金台三丁目19番 1号
4	―	―	―	㈱マスターピース	代表取締役 太田　克枝	東京都台東区駒形一丁目12番 3号
5	―	―	―	㈱和心	代表取締役 森　智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号

6	―	―	―	㈱スマイルーリンク	代表取締役 斎藤　裕幸	愛知県豊橋市西小鷹野 1丁目 2番地 6
7				㈱あいや	代表取締役 杉田　芳男	愛知県西尾市上町横町屋敷15番地
8	―	―	―	㈱ランド	代表取締役 阿部　晃	愛知県安城市箕輪町唐生 128番地 1
9	―	―	―	シャチハタ㈱	代表取締役 舟橋　正剛	名古屋市西区天塚町 4丁目69番地
10	―	―	―	㈱菊谷生進堂	代表取締役 菊谷　勝彦	名古屋市中村区大秋町 4番地47
11	―	―	―	㈱ＫＳプランニング	代表取締役 近藤　大揮	名古屋市中区丸の内二丁目18番25号
12	―	―	―	㈱テニテオ	代表取締役 安田　学	名古屋市中区栄一丁目31番41号
13	―	―	―	㈱カトージ	代表取締役 加藤　浩一	愛知県犬山市羽黒北金屋39番地 2
14	―	―	―	河田帽商㈱	代表取締役 河田　澄子	岐阜市美園町 3丁目12番地
15	―	―	―	㈲さんぷる工房	代表取締役 兼山　勝治	岐阜県郡上市八幡町橋本町 956番地
16	―	―	―	オキツモ流通㈱	代表取締役 山中　重治	三重県名張市箕曲中村18番地の 2
17	―	―	―	スーベニール㈱	代表取締役 伊藤　忠弘	京都市中京区六角通柳馬場東入る大黒町76番地
18	―	―	―	㈲喜南鈴硝子	代表取締役 谷　清代司	兵庫県篠山市辻 924番地
19	―	―	―	㈱杉養蜂園	代表取締役 米田　弘一	熊本市北区貢町 571番15号

20	―	―	―	㈱青木商店	代表取締役 重松　直樹	福島県郡山市八山田 5丁目 405番地
21	―	―	―	㈱ｍｉｌｋｉｓｓｉｍｏ	代表取締役 黒川　浩二	北海道函館市桔梗五丁目22番27号
22	―	―	―	シーエスシー㈱	代表取締役 長谷川　道治	名古屋市東区泉一丁目13番35号
23	―	―	―	㈱オジェッティ	代表取締役 大西　浩市	名古屋市中区栄三丁目21番12号

3　変更の日

平成29年 3月30日

4　変更した理由

小売業者が確定したため

5　届出の日

平成29年 6月 7日

6　届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月 3日から同年11月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月 6日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月 3日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＬＥＧＯＬＡＮＤ　Ｊａｐａｎ

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 1番　ほか 1筆

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
―	―	―	ＬＥＧＯＬＡＮＤ　Ｊａｐａｎ㈱	代表取締役 トーベン・イェンセン	名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地 1

3　変更の日

平成29年 3月 1日

4　変更した理由

小売業者が確定したため

5　届出の日

平成29年 6月 8日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月 3日から同年11月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月 6日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 7月 3日

名古屋市農業委員会会長　上田　幸雄

1　開催日時

平成29年 7月 6日（木）　午後 2時00分

2　場所

名古屋市役所本庁舎 5階　正庁

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3　議事

第15号議案　名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選定について

第16号議案　平成30年度名古屋市農業施策等に関する意見の提出について

名古屋市農業委員会事務局農政課

平成29年度名古屋市職員第２類・免許資格職採用試験及び職務経験者採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成29年７月４日

名古屋市人事委員会委員長　　細　井　土　夫

八

平成２９年度

名古屋市職員採用試験案内（第2類[高校卒業程度･18～21 歳]）（免許資格職）

平成２９年７月４日
名古屋市人事委員会

【申込期間】
7月１１日（火）から8月6日（日）までの本登録完了分有効

～ 名古屋市の求める人材 ～　「やる気に満ち、積極的な姿勢を持った人材」

主な変更点

- 「消防」の身長に関する条件を撤廃します
- 教養試験の出題分野、問題数を変更します（「行政一般・学校事務・消防」以外）
  - ・知識分野のうち、人文科学及び自然科学からは出題しません
  - ・50 問中 35 問選択解答を、30 問全問必須解答に変更します

☞ 4 ページ参照

申込時の注意事項

- 本試験において申し込める試験区分は、一人につき一区分です
- 第 1 次試験が同一日に行われる身体障害者を対象とした採用選考《平成 29 年 7 月 21 日公表》との併願はできません
- 申込後の試験区分の変更はできません

1　試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分			採用予定人員※1	主な職務内容※2
第２類	事務	行政一般	5名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画　など
	技術	土　木	数名	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等　など
		建　築	1名程度	
		機　械	1名程度	
		電　気	1名程度	
	学校事務		数名	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生　など）
	消　防		50名程度	消防署等における火災の予防又は鎮圧、防災、救急・救助 など（主に交替制勤務に従事します。また、一部の業務を除き、性別による従事制限はありません。なお、本市の消防学校に入校し全寮制による教育を受けた後に配属されます。）
免許資格職	保育Ⅰ		50名程度	保育所における児童の保育　など
	保育Ⅱ		10名程度	保育所以外の児童福祉施設（夜間業務を含みます。）等における児童の保育　など
	管理栄養		1名程度	保健所、福祉施設、病院等における栄養指導、献立作成　など

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により大きく変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することとなる場合もあります。

２　受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 年齢要件等

試験区分	年　齢　等
第２類 【全試験区分】	平成8年(1996年)4月2日から平成12年(2000年)4月1日までに生まれた方 （ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成30年(2018年）3月31日までに卒業見込の方は受験できません。）
免許資格職 【全試験区分】	昭和62年(1987年)4月2日から平成10年(1998年)4月1日までに生まれた方

(3) 各試験区分における受験資格（該当試験区分のみ）

試験区分	受　験　資　格
第２類 【消防】	日本国籍を有し、【別表１】の消防の身体的条件４つすべてに該当する方
免許資格職 【保育Ⅰ・保育Ⅱ】	【別表１】の保育士の資格を有する方又は平成30年（2018年）3月末までに有する見込の方
免許資格職 【管理栄養】	管理栄養士の免許を有する方（免許取得見込の方は受験できません。） **《第2次試験で管理栄養士免許証（原本）を提示していただきます。》**

（注）受験資格以外に、職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- 受験資格となる資格を取得（有する）見込である方 … 7ページ「6(2)」
- 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 … 7ページ「6(2)」及び9ページ「13(1)」

【別表１】

消防の身体的条件	保育士の資格
・　矯 正 視 力…両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・　基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・　聴　　力…左右とも正常であること ・　そ　の　他…消防官としての職務遂行に支障のないこと	次のいずれか ・　厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設の卒業 ・　保育士試験に合格

3　試験の日程等　（注）試験の日程等は変更する場合があります。電話による日程等の問い合わせはご遠慮ください。

(1) 主な流れ

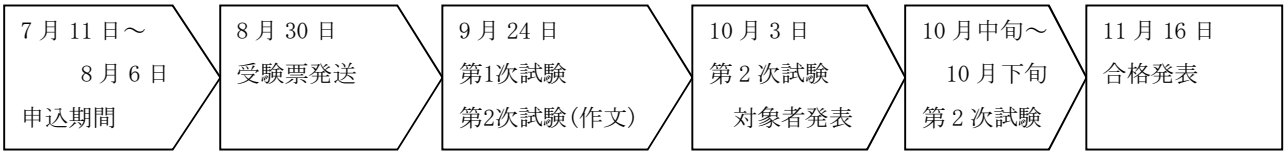

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」といいます。）を**必ずご確認ください。**

(2) 試験日程等　（試験日程を受験者の希望により変更することは一切できません。）

ア　行政一般・学校事務・消防

日程	実施試験内容		結果発表日
9月24日（日） 午前8時45分開場 午前9時00分着席 午後1時15分頃終了予定	＜教養試験＞	第1次試験	10月3日（火） **第2次試験の対象者のみに文書で通知**します。 （不合格者には通知しません。）
	＜作文試験＞	第2次試験	11月16日（木） 第2次試験を全て受験した方全員に、文書で通知します。
10月中旬～10月下旬 のうち1日 （「消防」のみ2日）	＜口述試験＞ （試験日は第2次試験対象者通知にてお知らせします。） ＜体力検査＞（消防のみ）10月20日（金） ＜身体検査＞（消防のみ）診断書提出方式		

イ　土木・建築・機械・電気・保育Ⅰ・保育Ⅱ・管理栄養

日程	実施試験内容		結果発表日
9月24日（日） 午前8時45分開場 午前9時00分着席 午後3時30分頃終了予定 **（昼食等が必要です。）**	＜教養試験＞ ＜専門試験＞	第1次試験	10月3日（火） **第2次試験の対象者のみに文書で通知**します。 （不合格者には通知しません。）
	＜作文試験＞	第2次試験	11月16日（木） 第2次試験を全て受験した方全員に、文書で通知します。
10月中旬～10月下旬 のうち1日	＜口述試験＞ ＜ピアノ実技＞（保育Ⅰ・保育Ⅱのみ） （試験日は第2次試験対象者通知にてお知らせします。）		

4　試験の内容及び出題分野（試験問題の例題などは市ウェブサイトでご確認ください。）

５ページ下段の注意事項とあわせてご確認ください。

(1) 行政一般・学校事務

試験科目		時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	150分	600点	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等》、人文科学、自然科学） 〈35問中30問 選択解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈20問 必須解答〉
第2次試験	作文試験	60分	600点	与えられた課題についての記述式試験《 **9月24日（日）実施**》
	口述試験	―	1,800点	個別面接

(2) 土木・建築・機械・電気・管理栄養

試験科目		時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	90分	210点	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等》）、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） 〈30問 必須解答〉
	専門試験	120分	390点	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）〈40問 必須解答〉 （各試験区分における出題分野は5ページ上段【別表２】参照）
第2次試験	作文試験	60分	600点	与えられた課題についての記述式試験《 **9月24日（日）実施**》
	口述試験	―	1,800点	個別面接

(3) 消防

試験科目		時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	150分	600点	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等》、人文科学、自然科学） 〈35問中30問 選択解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈20問 必須解答〉
第2次試験	作文試験	60分	300点	与えられた課題についての記述式試験《 **9月24日（日）実施**》
	体力検査	1日	600点	職務遂行に必要な基礎体力に関する検査 6種目（上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20ｍシャトルラン（往復持久走）［文部科学省の新体力テスト実施要項に準拠］）
	口述試験	―	1,500点	個別面接
	身体検査（※）	―	―	職務遂行上必要な身体的条件及び健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。 なお、受検に必要な費用は受験者の負担となります。詳細は、第2次試験対象者に文書にて通知します。

（※）身体検査は、点数化しません。

(4) 保育Ⅰ・保育Ⅱ

試験科目		時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	90分	210点	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等》）、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） 〈30問 必須解答〉
	専門試験	120分	390点	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）〈40問 必須解答〉 （各試験区分における出題分野は5ページ上段【別表２】参照）
第2次試験	作文試験	60分	600点	与えられた課題についての記述式試験《 **9月24日（日）実施**》
	口述試験	―	1,800点	個別面接
	ピアノ実技（※）	―	―	バイエル教則本の「No.88」「No.96」「No.100」（いずれも原書番号）のうち1曲を演奏する実技試験を行います。 演奏する曲は試験当日に指示します。楽譜は各自でお持ちください。

（※） ピアノ実技は、職務遂行に必要なピアノ演奏能力を判定するものです（点数化しません。）。

【別表２】第1次試験専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
土　　木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
建　　築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画・建築法規、建築施工
機　　械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）・電子機械
電　　気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
保育Ⅰ 保育Ⅱ	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む）
管理栄養	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営

～　注意事項　～

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。
- **試験教室内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。入室する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。また、携帯用録画・録音機等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。**
- 第2次試験対象者は、第1次試験の得点により決定します。
- 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- **受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。**
- **第1次試験において「専門試験」の得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、「教養試験」の採点は行いません。**
- **第2次試験において、いずれかの試験科目（ピアノ実技及び身体検査を除く。）の得点が一定水準に達しない場合、ピアノ実技のピアノ演奏能力が一定水準に達しない場合及び身体検査において一定水準に達しない場合は、不合格となります。いずれの場合も他の試験科目の採点は行いません。**
- 試験結果の通知は文書で行います（第1次試験不合格者を除く。)。また、それぞれの発表日から約1週間、該当する方の受験番号を人事委員会事務局前（市役所東庁舎1階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- 電話等による合否に関する問い合わせはお答えいたしかねます。

５　申込手続　※申し込みはインターネットで行ってください。

（やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9ページ「13　その他(3)」参照）

○　複数の試験区分に申し込むことはできません。

○　申込後の試験区分の変更は、一切できません。

○　身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。

○　名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。
　貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	**インターネットに接続できるパソコン**と**電子メールアドレス**のほか、受験票を印刷するために**プリンター**とAdobe Readerが必要となります。 ・　Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・　受験票の印刷はＡ４判の普通紙で行ってください。 ・　使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。
期間	**7月11日（火）から8月6日（日）までに本登録が完了**したもののみを有効とします。 ・　必ず期間内に本登録まで完了させてください（本登録が完了すると、それをお知らせする電子メールが通常遅くとも数時間以内には届きます。）。 ・　期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 **・　使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。**
アクセス及び方法	・　名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、**「平成29年度名古屋市職員採用試験（第2類［高校卒業程度・18～21歳］、免許資格職）を申し込む」をクリック**し、順次画面の指示に従ってください。 　詳しくは、名古屋市電子申請サービスの画面や電子メールの指示に従ってください。 **・　「受付番号」と「パスワード」は名古屋市電子申請サービスにアクセスする時に必要となりますので、必ずメモして控えておいてください。** **・　送付された電子メール等は印刷する等、確実に保存してください。** **（紛失した場合、受験に影響が生じます）**
受験票の交付手順	1　**8月30日（水）以降**に送付する電子メールを確認し、電子メールの記載内容に従って、**「受付番号」と「パスワード」**を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 2　**9月1日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。** 3　**写真票は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をし、試験当日に受験票とともにお持ちください。写真や署名がない場合は受験できません。**

◎フローチャート〈申し込みから第1次試験までの一例〉

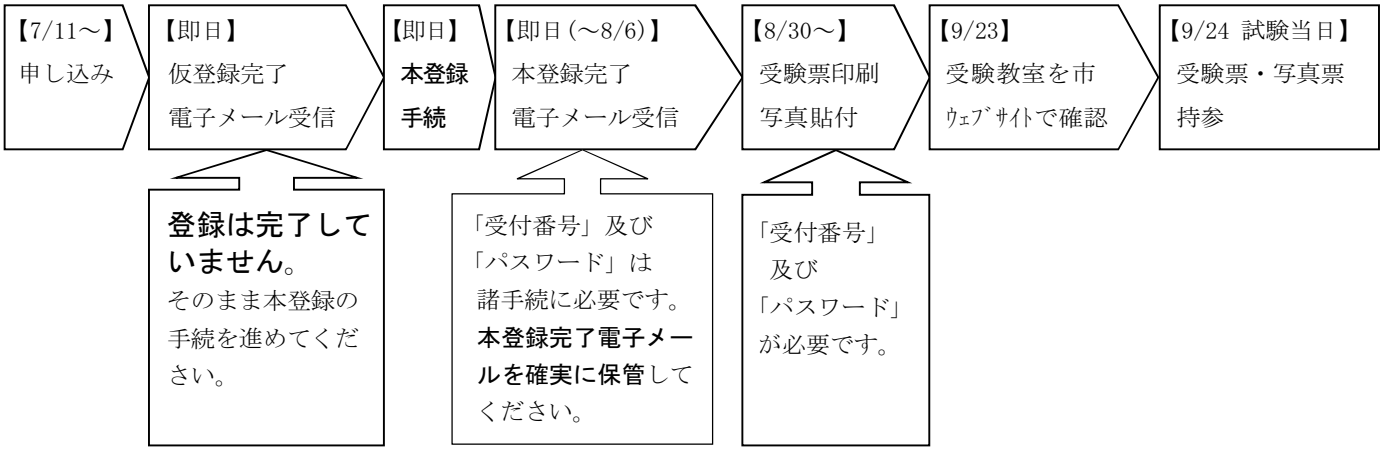

6　合格から採用まで

(1) 人事委員会が行う手続き

ア　受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。

イ　合格者は、試験区分ごとに、成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は原則として確定の日から１年間有効（有効期間の満了後は採用されません。）です。この名簿は、市長等の任命権者の請求に応じ提示されます。

(2) 任命権者が行う手続き

ア　任命権者は提示された名簿をもとに、意向調査、健康診断等を経て採用者を決定します。

イ　職種によって必要とされる資格を採用時に取得できない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。

ウ　採用は、原則として**平成30年4月以降**となりますが、状況により早期採用になる場合もあります。

エ　日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

7　試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験不合格者	総合順位 科目別得点 総合得点 対象者基準点	各試験の**結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）** ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局において**受験者本人**が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1)　**運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（写真のあるもの）** (2)　**受験票**
第2次試験不合格者	総合順位 第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点		

（注）・　**開示請求は受験者本人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要**です（代理請求不可）。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

・　必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。

・　来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

・　**受験しなかった科目がある方は、対象となりません。**

8　勤務条件（平成29年4月1日現在）

(1) 初任給の例

事務・技術	学校事務	消防	保育Ⅰ・保育Ⅱ（大学卒の場合）	管理栄養（大学卒の場合）
167,555円	167,555円	178,595円	201,595円	206,770円

(注)・　上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
・　この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
・　上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
・　採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）
1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

9　緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。
日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

10　個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

11　申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係（電話052-972-3308）までご連絡ください。

12　過去の実施結果（詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。）

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
平成28年度	801	152	5.3
平成27年度	745	97	7.7

13　その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア　公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般　など

イ　公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア　嘱託員、任期付任用職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ　上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、あらかじめ、紙の「申込書」が必要となりますので、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア　申込書の請求期限 … **7月19日（水）までの消印有効（請求期限が近い場合は速達）**　**《持込不可》**

（注）申込書は、7月21日（金）以降、到達順に順次発送します。

イ　申込書の提出期限 … **8月6日（日）までの消印有効（必ず速達）《持込不可》**

≪申込書の請求手続≫

1　請求用封筒（サイズ不問）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア　宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ　「第２類・免許資格職採用試験申込書（○○（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第２類・免許資格職採用試験申込書（行政一般）請求」

第２類・免許資格職採用試験である旨及び試験区分を必ず記載してください。

（記載がない場合、申し込みに影響することがあります。）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2　返信用封筒（サイズ不問）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合は、362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3　請求用封筒に返信用封筒を入れ、送付する。

返信用封筒を請求用封筒に入れて、サイズに合った郵送料の切手を貼り、郵送する。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ 名古屋市職員採用案内 で 検索

また、名古屋市では、公立保育園の保育士など、臨時的任用職員や嘱託員等を募集しています。採用情報は市ウェブサイトで確認してください。

《注意：臨時的任用職員、嘱託員等としての任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません》

◇ 第１次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- 掲載している試験会場はあくまで予定です。**必ず各自の受験票で確認してください。**
- 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋市立大学　滝子キャンパス】　名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地
【名　古　屋　工　業　大　学】　名古屋市昭和区御器所町
【名古屋学院大学　日比野学舎】　名古屋市熱田区大宝三丁目1番17号
【名古屋市立菊里高等学校】　名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※　高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き(スリッパ)を持参してください。

◇ Twitterはじめました！

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！

◇「名古屋市職員　採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

◇ 名古屋市職員採用広報映像「集え名古屋へ輝け人間たちよ！」

現役職員が自らの言葉で仕事のやりがいや名古屋市の魅力を動画で語ります！ぜひご覧ください！

＜申込及び問合せ先＞　名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒４６０－８５０８　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
ＴＥＬ：０５２－９７２－３３０８
ＦＡＸ：０５２－９７２－４１８２
Mail：a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

八

平成２９年度

名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）「行政一般・社会福祉・土木・建築・機械・電気」

（注）試験区分「保育Ⅰ」の試験案内は、この案内とは別に作成しています。

平成２９年７月４日
名古屋市人事委員会

【申込期間】
7月11日（火）から8月6日（日）までの本登録完了分有効

～　名古屋市では、あなたが今まで**民間企業等で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力**を求めています。その力を名古屋市のために活かそうという**意欲・やる気に満ちた、即戦力として活躍できる人を募集**します　～

主な変更点

- 教養試験の出題分野、問題数を変更します　☞ 4ページ参照
  - ・知識分野のうち、人文科学及び自然科学からは出題しません
  - ・50問中35問選択解答を、30問全問必須解答に変更します

申込時の注意事項

- 本試験において申し込める試験区分は、一人につき一区分です
- 第1次試験が同一日に行われる身体障害者を対象とした採用選考《平成29年7月21日公表》との併願はできません
- 申込後の試験区分の変更はできません

１　試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
事務	行政一般	10名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画　など
事務	社会福祉	5名程度	区役所、児童福祉施設・児童相談所、保護施設等における相談・指導（夜間業務を含みます。）、生活保護、精神保健福祉　など
技術	土　木	10名程度	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等　など
技術	建　築	1名程度	
技術	機　械	1名程度	
技術	電　気	数名	

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により大きく変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することとなる場合もあります。

２　受験資格

次の(1)から(5)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 年齢

昭和33年（1958年）4月2日から昭和62年（1987年）4月1日までに生まれた方

(3) 職務経験

直近10年（平成19年7月1日から平成29年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方

※　職務経験について

- 「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に**週あたり35時間以上の勤務を12箇月（1年）以上継続して就業していた期間のことをいいます。ただし、最低1か所で36箇月（3年）以上継続して就業していた期間が必要です。**
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は、週あたり35時間未満の勤務も継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要です。
- **試験区分が「土木」及び「建築」の場合は、各試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験に限ります。**
- **試験区分が「機械」及び「電気」の場合は、各試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験に限ります。**
- 休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

（注）　勤務を開始した日（起算日）の翌月《翌年》の起算日に応答する日の前日までを1箇月《1年》として計算します。

（1箇月の例）4月1日→4月30日、4月15日→5月14日、1月31日→2月28日（閏年は2月29日）

（1年 の 例）4月1日→翌年3月31日、4月15日→翌年4月14日、1月31日→翌年1月30日

(4) 免許資格（基準日：平成29年6月30日）

「社会福祉」区分は基準日以前に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している方

「建築」区分は基準日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方

（注）　第3次試験で、「社会福祉」区分は社会福祉士登録証(原本)又は精神保健福祉士登録証(原本)、「建築」区分は一級建築士免許証明書(原本)を提示していただきます。

(5) 本市職員でない方（嘱託員、任期付任用職員及び臨時的任用職員を除く。）

（注）　8ページに「13　職務経験及び免許資格一覧表」を、9ページに「14　職務経験の例」を掲載しています。受験資格の有無をご確認のうえ、申し込んでください。

3　試験の日程等　（注）試験の日程等は変更する場合があります。

電話による日程等の問い合わせはご遠慮ください。

(1) 主な流れ

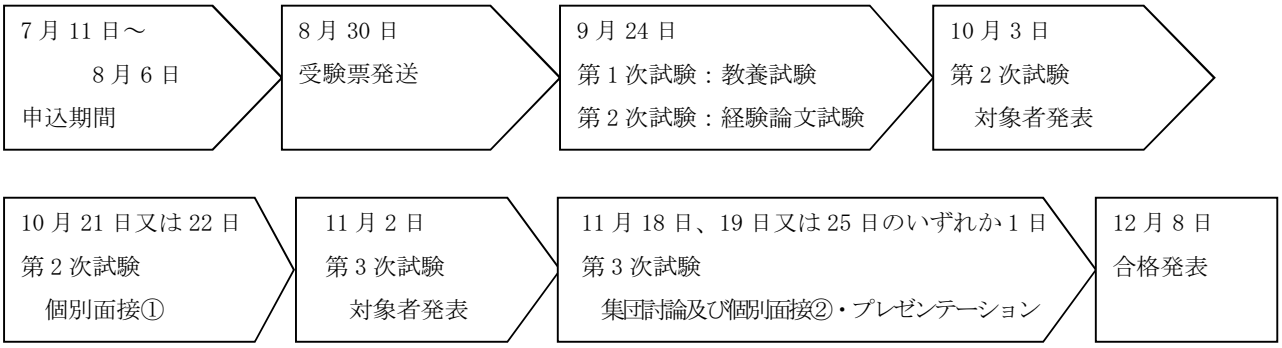

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を**必ずご確認ください。**

(2) 試験日程等　（試験日程を受験者の希望により変更することは一切できません。）

日程	実施試験内容（4ページ参照）		結果発表日
9月24日（日） 午前8時45分開場 午前9時00分着席 午後0時30分頃試験終了予定	＜教養試験＞	第1次試験	10月3日（火） **第2次試験の対象者のみに文書で通知**します。 （不合格者には通知しません）
	＜経験論文試験＞	第2次試験	
10月21日（土）又は10月22日（日）のいずれか1日 （試験日は第2次試験対象者への通知にてお知らせします。）	＜個別面接①＞		11月2日（木） 第2次試験を全て受験した方全員に、文書で通知します。
11月18日（土）、11月19日（日）又は25日（土）のいずれか1日 （試験日は第2次試験時にお知らせします。）	＜集団討論＞ ＜個別面接②・プレゼンテーション＞	第3次試験	12月8日（金） 第3次試験を全て受験した方全員に、文書で通知します。

＜第1次試験会場予定地＞（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- 掲載している試験会場はあくまで予定です。**必ず各自の受験票で確認してください。**
- 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋市立大学　滝子キャンパス】　名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地
【名古屋工業大学】　名古屋市昭和区御器所町
【名古屋学院大学日比野学舎】　名古屋市熱田区大宝三丁目1番17号
【名古屋市立菊里高等学校】　名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※　高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）を持参してください。

４　試験の内容及び出題分野

教養試験の例題や過去に出題した経験論文試験、集団討論及びプレゼンテーションの課題を、市ウェブサイトに掲載しています。

試験科目			時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験		90分	120点	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 （択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等》）、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） 〈30問 必須解答〉
第2次試験	経験論文試験		60分	500点	職務経験に関する課題についての記述式試験を行います。 **《9月24日（日）実施》**
	口述試験	個別面接①	―	500点	個別面接を行います。
第3次試験	口述試験	集団討論	―	380点	与えられた課題に関してグループで討論を行います。
		個別面接②・プレゼンテーション	―	1,500点	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力、そして、それらを名古屋市職員としてどう活かしていくかについて発表していただきます。発表後、その内容をふまえて質疑応答など個別面接を行います。

～　注意事項　～

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。
- **試験教室内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。入室する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。また、携帯用録画・録音機等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。**
- 第２次試験対象者は、第１次試験の得点により決定します。
- 第３次試験対象者は、第１次試験及び第２次試験の得点を合計して決定します。
- 合格者は、第１次試験から第３次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- **受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。**
- **第2次試験における経験論文試験又は口述試験のいずれかの試験科目の得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。**
- **第3次試験における口述試験中いずれかの得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。**
- 試験結果の通知は文書で行います（第1次試験不合格者を除く。）。また、それぞれの発表日から約1週間、該当する方の受験番号を人事委員会事務局前（市役所東庁舎１階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- 電話等による合否に関する問い合わせはお答えいたしかねます。

５　申込手続　※申し込みはインターネットで行ってください。

（やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、7 ページ「11　その他(2)」参照）

○　複数の試験区分に申し込むことはできません。

○　申込後の試験区分の変更は、一切できません。

○　身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。

○　名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。

　貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	**インターネットに接続できるパソコン**と**電子メールアドレス**のほか、受験票を印刷するために**プリンター**とAdobe Readerが必要となります。 ・　Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・　受験票の印刷はＡ４判の普通紙で行ってください。 ・　使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。
期間	**7月11日（火）から8月6日（日）までに本登録が完了**したもののみを有効とします。 ・　必ず期間内に本登録まで完了させてください（本登録が完了すると、それをお知らせする電子メールが通常遅くとも数時間以内には届きます。）。 ・　期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 **・　使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。**
アクセス及び方法	・　名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、**「平成29年度名古屋市職員採用試験（職務経験者）を申し込む」をクリック**し、順次画面の指示に従ってください。 　詳しくは、名古屋市電子申請サービスの画面や電子メールの指示に従ってください。 **・　「受付番号」と「パスワード」は名古屋市電子申請サービスにアクセスする時に必要となりますので、必ずメモして控えておいてください。** **・　送付された電子メール等は印刷する等、確実に保存してください。** **（紛失した場合、受験に影響が生じます）**
受験票の交付手順	1　**8月30日（水）以降**に送付する電子メールを確認し、電子メールの記載内容に従って、**「受付番号」と「パスワード」**を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください（受験票はPDFファイルとして発行します。）。 2　**9月1日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。** 3　**写真票は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をし、試験当日に受験票とともにお持ちください。写真や署名がない場合は受験できません。**

◎フローチャート〈申し込みから第1次試験までの一例〉

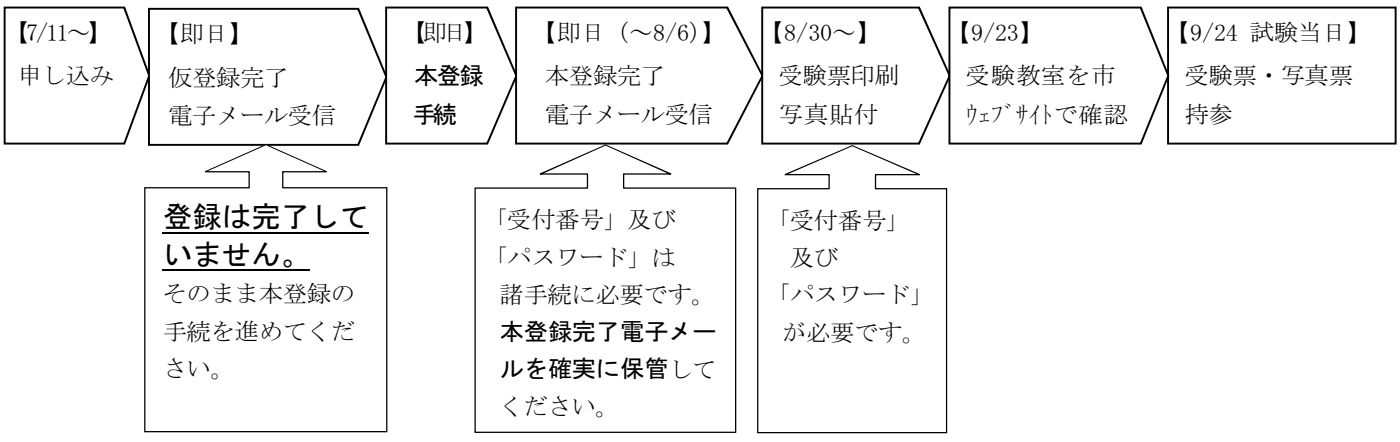

６　合格から採用まで

(1) 人事委員会が行う手続き

ア　受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。

イ　合格者は、試験区分ごとに、成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は原則として確定の日から1年間有効（有効期間の満了後は採用されません。）です。この名簿は、市長等の任命権者の請求に応じ提示されます。

(2) 任命権者が行う手続き

ア　任命権者は提示された名簿をもとに、職務経験期間の確認、意向調査、健康診断等を経て採用者を決定します。

イ　「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。

ウ　採用は、原則として**平成30年4月以降**となりますが、状況により早期採用になる場合もあります。

エ　日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

７　試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験不合格者	総合順位 科目別得点 総合得点 対象者基準点	各試験の**結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）** ・ 9：00～12：00 ・13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局において**受験者本人**が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) **運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）** (2) **受験票**
第2次試験不合格者	総合順位 第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 対象者基準点		
第3次試験不合格者	総合順位 第1次試験得点 第2次試験得点 第3次試験得点 総合得点 合格点		

（注）・ **開示請求は受験者本人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です**（代理請求不可）。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。

・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

・ **受験しなかった科目がある方は、対象となりません。**

８　個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

９　申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

10　勤務条件（平成29年4月1日現在）

(1) 初任給の例

採用時の年齢	職務経験	初任給例
31歳	5年	235,865円
41歳	15年	263,925円
51歳	25年	303,025円

（注）・　上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は303,025円となります。

・　上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

・　採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

１日あたり７時間45分、１週あたり38時間45分です。週休日は週に２日です。

11　その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア　公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般　など

イ　公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、あらかじめ、紙の「申込書」が必要となりますので、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア　申込書の請求期限…**7月19日（水）までの消印有効（請求期限が近い場合は速達）《持込不可》**

（注）申込書は、7月21日（金）以降、到達順に順次発送します。

イ　申込書の提出期限…**8月6日（日）までの消印有効（必ず速達）《持込不可》**

≪申込書の請求手続≫
1　請求用封筒（サイズ不問）を用意する。
(1) 表面に次のア及びイを記載する。
ア　宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」
イ　「職務経験者採用試験申込書（○○（試験区分））請求」（朱書き）
（例）「職務経験者採用試験申込書（行政一般）請求」
職務経験者採用試験である旨及び試験区分を必ず記載してください。
（記載がない場合、申し込みに影響することがあります。）
(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。
2　返信用封筒（サイズ不問）を用意する。
表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分(長形 3 号の場合は、362 円分)の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。
3　請求用封筒に返信用封筒を入れ、送付する。
返信用封筒を請求用封筒に入れて、サイズに合った郵送料の切手を貼り、郵送する。

12　緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。
日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

13　職務経験及び免許資格一覧表

試験区分		職務経験 (対象期間：直近10年（平成19年7月1日から平成29年6月30日まで))	免許資格 (基準日：平成29年6月30日)
事務	行政一般	通算６０箇月以上の職務経験 (職種は問いません)	―
	社会福祉	通算６０箇月以上の職務経験 (職種は問いません)	社会福祉士又は 精神保健福祉士の資格の登録
技術	土　木	設計・施工管理に関する、 通算６０箇月以上の職務経験	―
	建　築	設計・施工管理に関する、 通算６０箇月以上の職務経験	一級建築士試験に合格
	機　械	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する、 通算６０箇月以上の職務経験	―
	電　気	設計・施工管理又は保守・維持管理に関する、 通算６０箇月以上の職務経験	―

14　職務経験の例

＜ケース１＞

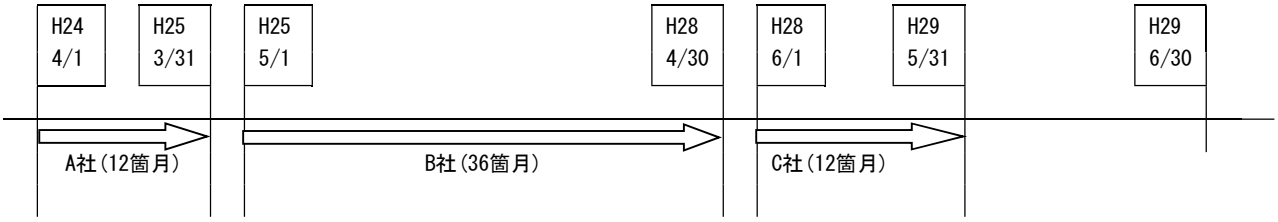

Ａ社：在籍期間12箇月、職務経験12箇月（1年）
Ｂ社：在籍期間36箇月、職務経験36箇月（3年）
Ｃ社：在籍期間12箇月、職務経験12箇月（1年）

職務経験の合計が 60 箇月（5 年）以上となり、受験資格を満たします。

＜ケース２＞

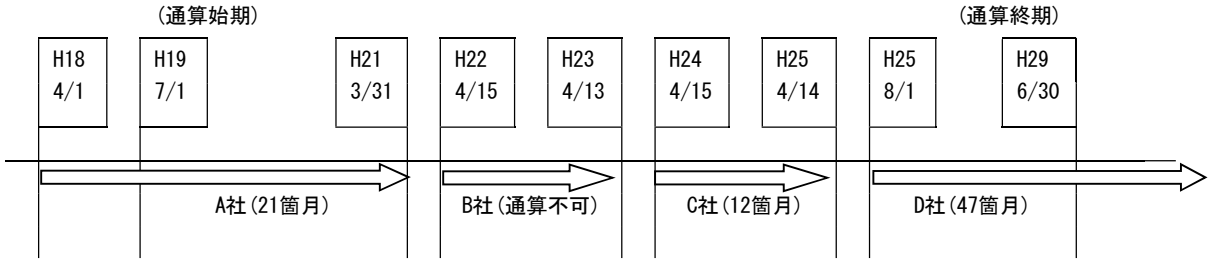

Ａ社：在籍期間36箇月、職務経験21箇月（1年9箇月）（※1）
Ｂ社：在籍期間11箇月
　　（職務経験として通算しません（※2））
Ｃ社：在籍期間12箇月、職務経験12箇月（1年）
Ｄ社：在籍継続中、職務経験47箇月（3年11箇月）（※3）

職務経験の合計が60箇月（5年）以上となり、受験資格を満たします。

※1　平成19年7月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。
※2　Ｂ社における12箇月目（1年目）の応答日の前日は、4月14日となります。(2ページ参照)
※3　平成29年7月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

＜ケース３＞

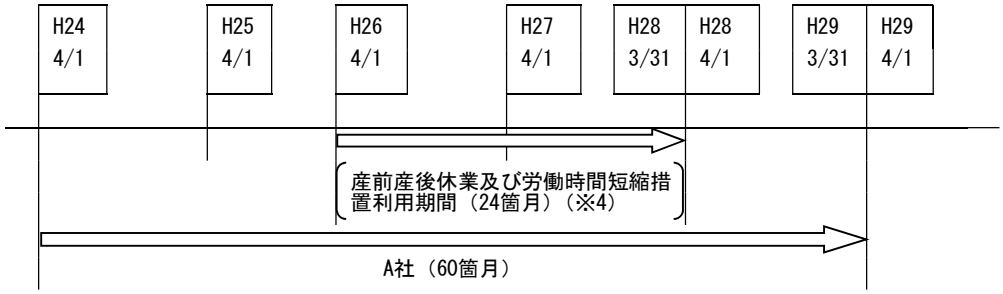

Ａ社：在籍期間60箇月、職務経験60箇月（5年）

職務経験の合計が 60 箇月（5 年）以上となり、受験資格を満たします。

※4　産前産後休業及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は、職務経験として通算します。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ 名古屋市職員採用案内 で 検索

採用試験を受験される方は、市ウェブサイトの「よくある質問」をご一読ください。

＜よくある質問の一例＞

Ｑ８－２．週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

Ａ８－２．一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり35時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ 平成２８年度の実施結果

試験区分		受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
事務	行政一般	697	45	15.5
	社会福祉	45	13	3.5
技術	土木	51	17	3.0
	建築	14	6	2.3
	機械	31	7	4.4
	電気	14	6	2.3

◇ Twitterはじめました！

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！

◇ 「名古屋市職員　採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

◇ 名古屋市職員採用広報映像「集え名古屋へ 輝け人間たちよ！」

現役職員が自らの言葉で仕事のやりがいや名古屋市の魅力を動画で語ります！ぜひご覧ください！

＜申込及び問合せ先＞　名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒４６０－８５０８　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
ＴＥＬ：０５２－９７２－３３０８
ＦＡＸ：０５２－９７２－４１８２
Ｍａｉｌ：a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

八

平成２９年度

名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）「保育Ⅰ」

（注） この試験案内は、「職務経験者採用試験」の試験区分「保育Ⅰ」専用です。「職務経験者採用試験」で実施するその他の試験区分（「行政一般・社会福祉・土木・建築・機械・電気」）については、別の試験案内を作成しています。

平成２９年７月４日
名古屋市人事委員会

【申込期間】
７月１１日（火）から８月６日（日）までの本登録完了分有効

～ 名古屋市では、あなたが今まで**民間企業等で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力**を求めています。その力を名古屋市のために活かそうという**意欲・やる気に満ちた、即戦力として活躍できる人を募集**します ～

主な変更点

- 教養試験の出題分野、問題数を変更します ☞ 4ページ参照
  - ・知識分野のうち、人文科学及び自然科学からは出題しません
  - ・50問中35問選択解答を、30問全問必須解答に変更します

申込時の注意事項

- 本試験において申し込める試験区分は、一人につき一区分です
- 第1次試験が同一日に行われる身体障害者を対象とした採用選考《平成29年7月21日公表》との併願はできません
- 申込後の試験区分の変更はできません

１ 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員※1	主な職務内容※2
保 育 Ⅰ	**数名**	・ 保育所における児童の保育 など

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により大きく変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することとなる場合もあります。

２　受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 年齢

昭和33年（1958年）4月2日から昭和62年（1987年）4月1日までに生まれた方

(3) 免許資格・職務経験

直近10年（平成19年7月1日から平成29年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の保育所等(※1)における保育士としての職務経験(※2)がある方

(※1)「保育所等」とは、次の施設です。

- 保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に定める施設
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園

(※2) 職務経験について

- 同一の保育所等に**週あたり35時間以上の勤務を12箇月（1年）以上継続して就業していた期間のことをいいます。ただし、最低1か所で36箇月（3年）以上継続して就業していた期間が必要です。**
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は、週あたり35時間未満の勤務も継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要です。
- 保育士登録後の就業期間のみ職務経験として通算できます。
- 第2次試験で、保育士証を確認します。詳しくは対象者宛てに通知します。
- 休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

（注）勤務を開始した日（起算日）の翌月《翌年》の起算日に応答する日の前日までを1箇月《1年》として計算します。

（1箇月の例）4月1日→4月30日、4月15日→5月14日、1月31日→2月28日（閏年は2月29日）

（1年の例）4月1日→翌年3月31日、4月15日→翌年4月14日、1月31日→翌年1月30日

(4) 本市職員でない方（嘱託員、任期付任用職員及び臨時的任用職員を除く。）

（注）　9ページに「13　職務経験の例」を掲載しています。受験資格の有無をご確認のうえ、申し込んでください。

3　試験の日程等　（注）試験の日程等は変更する場合があります。

電話による日程等の問い合わせはご遠慮ください。

(1) 主な流れ

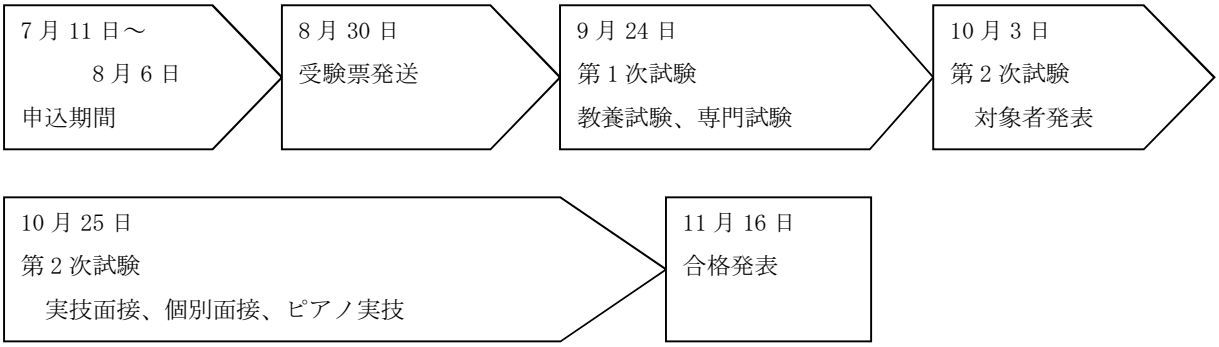

受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、それぞれの日程にあわせて名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を**必ずご確認ください。**

(2) 試験日程等　（試験日程を受験者の希望により変更することは一切できません。）

日程	実施試験内容（4ページ参照）		結果発表日
9月24日（日） 午前8時45分開場 午前9時00分着席 午後0時30分頃試験終了予定	＜教養試験＞ ＜専門試験＞	第1次試験	10月3日（火） **第2次試験の対象者のみに文書で通知**します。 （不合格者には通知しません）
10月25日（水）	＜実技面接＞ ＜個別面接＞ ＜ピアノ実技＞	第2次試験	11月16日（木） 第2次試験を全て受験した方全員に、文書で通知します。

＜第１次試験会場予定地＞（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- 掲載している試験会場はあくまで予定です。**必ず各自の受験票で確認してください。**
- 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋市立大学　滝子キャンパス】　名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑１番地
【名　古　屋　工　業　大　学】　名古屋市昭和区御器所町
【名古屋学院大学日比野学舎】　名古屋市熱田区大宝三丁目1番17号
【名古屋市立菊里高等学校】　名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※　高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）を持参してください。

4　試験の内容及び出題分野

教養試験及び専門試験の例題や過去の実技面接課題を市ウェブサイトに掲載しています。

試験科目		時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	90分	120点	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 〈30問 必須解答〉 【出題分野】知識分野（社会科学《時事問題等》）、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）
	専門試験	60分	480点	保育士として職務遂行に必要とされる知識をみる試験（択一式） 〈20問 必須解答〉 【出題分野】児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む）
第2次試験	実技面接	―	1,200点	これまでの職務により培った能力に関する実技試験を行います。実技終了後、関連した質疑応答を行います。詳細は第2次試験対象者に通知します。
	個別面接	―	1,200点	個別面接を行います。
	ピアノ実技（※）	―	―	バイエル教則本の「No.88」「No.96」「No.100」（いずれも原書番号）のうち1曲を演奏する実技試験を行います。 演奏する曲は試験当日に指示します。楽譜は各自でお持ちください。

（※）　ピアノ実技は、職務遂行に必要なピアノ演奏能力を判定するものです（点数化しません。）。

～　注意事項　～

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。
- **試験教室内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。入室する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。また、携帯用録画・録音機等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。**
- 第２次試験対象者は、第１次試験の得点により決定します。
- 合格者は、第１次試験及び第２次試験の得点を合計して決定します。
- **受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。**
- **第1次試験において「専門試験」の得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、「教養試験」の採点は行いません。**
- **第2次試験において、いずれかの試験科目（ピアノ実技を除く。）の得点が一定水準に達しない場合、又はピアノ実技のピアノ演奏能力が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。**
- 試験結果の通知は文書で行います（第1次試験不合格者を除く。）。また、それぞれの発表日から約1週間、該当する方の受験番号を人事委員会事務局前（市役所東庁舎１階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- 電話等による合否に関する問い合わせはお答えいたしかねます。

５　申込手続　※申し込みはインターネットで行ってください。

（やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、8 ページ「11　その他(2)」参照）

○　複数の試験区分に申し込むことはできません。

○　申込後の試験区分の変更は、一切できません。

○　身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時に所定の手続きによりご相談ください。

○　名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。
　貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	**インターネットに接続できるパソコン**と**電子メールアドレス**のほか、受験票を印刷するために**プリンター**とAdobe Readerが必要となります。 ・　Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・　受験票の印刷はＡ４判の普通紙で行ってください。 ・　使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。
期間	**7月11日（火）から8月6日（日）までに本登録が完了**したもののみを有効とします。 ・　必ず期間内に本登録まで完了させてください（本登録が完了すると、それをお知らせする電子メールが通常遅くとも数時間以内には届きます。）。 ・　期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 **・　使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。**
アクセス及び方法	・　名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、**「平成29年度名古屋市職員採用試験（職務経験者）を申し込む」をクリック**し、順次画面の指示に従ってください。 　詳しくは、名古屋市電子申請サービスの画面や電子メールの指示に従ってください。 **・　「受付番号」と「パスワード」は名古屋市電子申請サービスにアクセスする時に必要となりますので、必ずメモして控えておいてください。** **・　送付された電子メール等は印刷する等、確実に保存してください。** **（紛失した場合、受験に影響が生じます）**
受験票の交付手順	1　**8月30日（水）以降**に送付する電子メールを確認し、電子メールの記載内容に従って、**「受付番号」と「パスワード」**を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください（受験票はPDFファイルとして発行します。）。 2　**9月1日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。** 3　**写真票は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をし、試験当日に受験票とともにお持ちください。写真や署名がない場合は受験できません。**

◎フローチャート〈申し込みから第1次試験までの一例〉

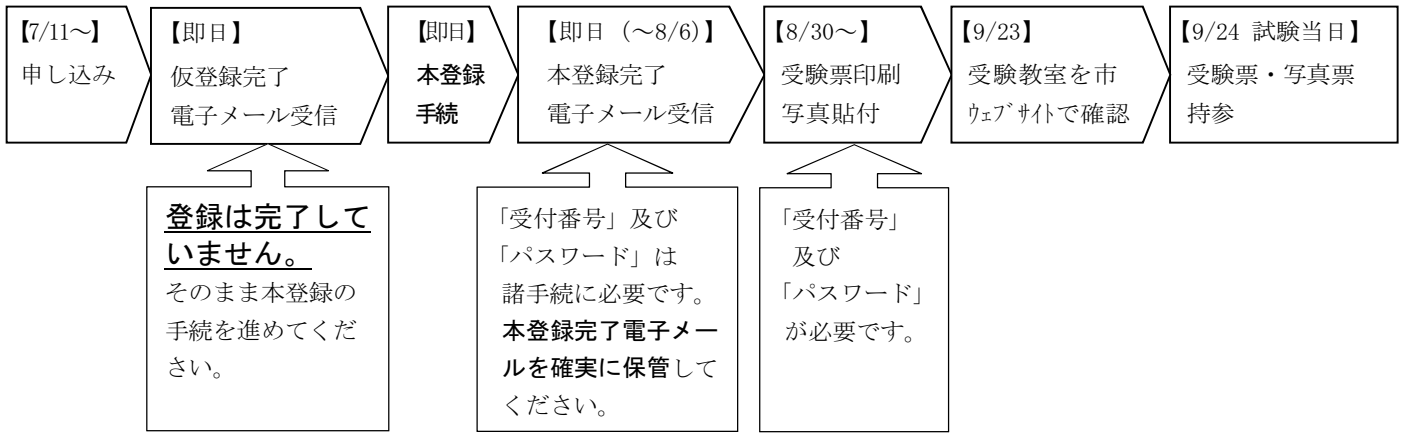

６　合格から採用まで

(1) 人事委員会が行う手続き

ア　受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。

イ　合格者は、試験区分ごとに、成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は原則として確定の日から1年間有効（有効期間の満了後は採用されません。）です。この名簿は、市長等の任命権者の請求に応じ提示されます。

(2) 任命権者が行う手続き

ア　任命権者は提示された名簿をもとに、職務経験期間の確認、意向調査、健康診断等を経て採用者を決定します。

イ　「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。保育士としての職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。

ウ　採用は、原則として**平成30年4月以降**となりますが、状況により早期採用になる場合もあります。

エ　日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

７　試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験不合格者	総合順位 科目別得点 総合得点 対象者基準点	各試験の**結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）** ・9：00～12：00 ・13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局において**受験者本人**が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) **運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）** (2) **受験票**
第2次試験不合格者	総合順位 第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点		

(注)・　**開示請求は受験者本人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です**（代理請求不可）。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

・　必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。

・　来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

・　**受験しなかった科目がある方は、対象となりません。**

８　個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

９　申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

10　勤務条件（平成29年4月1日現在）

(1) 初任給の例

採用時の年齢	職務経験	初任給例
31歳	5年	235,865円
41歳	15年	263,925円
51歳	25年	303,025円

(注)・　上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は303,025円となります。

・　上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

・　採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

１日あたり７時間45分、１週あたり38時間45分です。週休日は週に２日です。

11　その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア　公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般　など

イ　公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、あらかじめ、紙の「申込書」が必要となりますので、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア　申込書の請求期限 … **7月19日（水）までの消印有効（請求期限が近い場合は速達）《持込不可》**

（注）申込書は、7月21日（金）以降、到達順に順次発送します。

イ　申込書の提出期限 … **8月6日（日）までの消印有効（必ず速達）《持込不可》**

≪申込書の請求手続≫

1　請求用封筒（サイズ不問）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア　宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ　「職務経験者採用試験申込書（保育Ⅰ）請求」（朱書き）

（注）必ず**「職務経験者採用試験」**であることと、**「保育Ⅰ」**の区分であることを記載してください。（記載がない場合、申し込みに影響することがあります。）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2　返信用封筒（サイズ不問）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分(長形３号の場合は、362円分)の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3　請求用封筒に返信用封筒を入れ、送付する。

返信用封筒を請求用封筒に入れて、サイズに合った郵送料の切手を貼り、郵送する。

12　緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

13　職務経験の例

＜ケース１＞

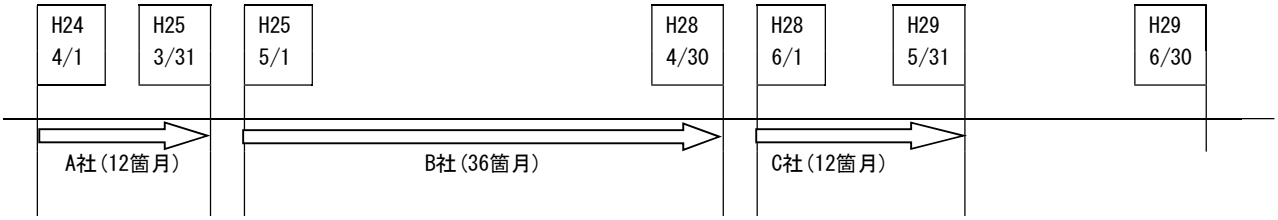

Ａ社：在籍期間12箇月、職務経験12箇月（1年）
Ｂ社：在籍期間36箇月、職務経験36箇月（3年）
Ｃ社：在籍期間12箇月、職務経験12箇月（1年）

職務経験の合計が 60 箇月（5 年）以上となり、受験資格を満たします。

＜ケース２＞

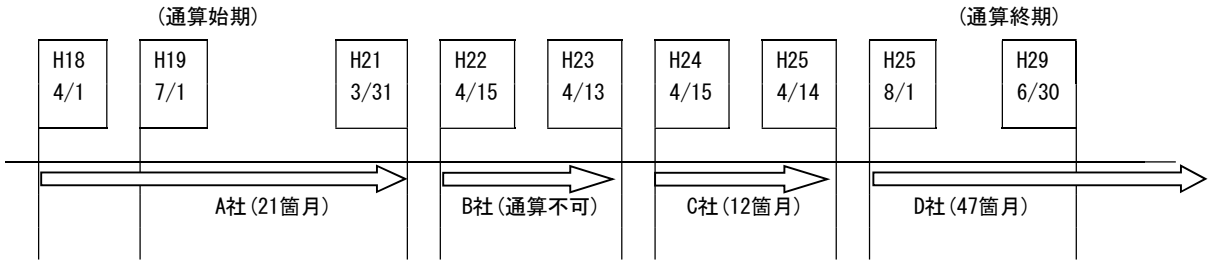

Ａ社：在籍期間36箇月、職務経験21箇月（1年9箇月）（※1）
Ｂ社：在籍期間11箇月
　　(職務経験として通算しません（※2))
Ｃ社：在籍期間12箇月、職務経験12箇月（1年）
Ｄ社：在籍継続中、職務経験47箇月（3年11箇月）（※3）

職務経験の合計が60箇月（5年）以上となり、受験資格を満たします。

※1　平成19年7月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。
※2　Ｂ社における12箇月目（1年目）の応答日の前日は、4月14日となります。(2ページ参照)
※3　平成29年7月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

＜ケース３＞

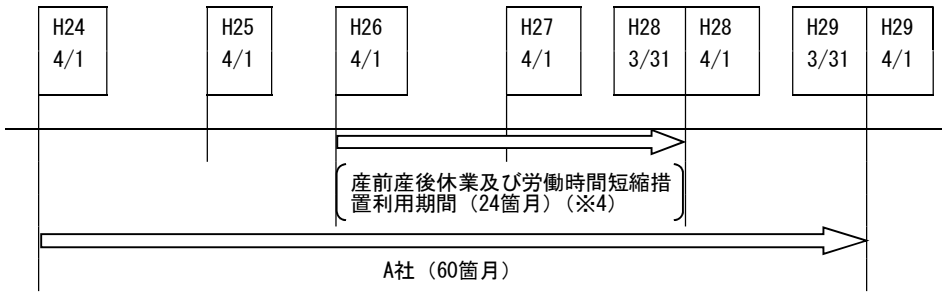

Ａ社：在籍期間60箇月、職務経験60箇月（5年）

職務経験の合計が 60 箇月（5 年）以上となり、受験資格を満たします。

※4　産前産後休業及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は、職務経験として通算します。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ 名古屋市職員採用案内 で 検索

また、名古屋市では、公立保育園の保育士など、臨時的任用職員や嘱託員等を募集しています。採用情報は市ウェブサイトで確認してください。

《注意：臨時的任用職員、嘱託員等としての任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません》

＜よくある質問の一例＞

Ｑ８－２．週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

Ａ８－２．一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり35時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ 平成２８年度の実施結果

試験区分	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
保育Ⅰ	20	4	5.0

◇ Twitterはじめました！

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！

◇ 「名古屋市職員　採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

◇ 名古屋市職員採用広報映像「集え名古屋へ 輝け人間たちよ！」

現役職員が自らの言葉で仕事のやりがいや名古屋市の魅力を動画で語ります！ぜひご覧ください！

＜申込及び問合せ先＞　名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒４６０－８５０８　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
ＴＥＬ：０５２－９７２－３３０８
ＦＡＸ：０５２－９７２－４１８２
Ｍａｉｌ：a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

農業委員会農地部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第28条第 4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 7月 7日

名古屋市農業委員会農地部会長　安井　正義

1　開催日時

平成29年 7月10日（月）　午後 2時

2　場所

名古屋市役所西庁舎12階　第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3　議案

第49号議案　農地法第 5条の規定による所有権移転許可後の事業計画変更承認願について

第50号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第51号議案　相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第52号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第53号議案　土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課